

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

久御山町長 信貴 康孝

市町村名 (市町村コード)	京都府久世郡久御山町 (26322)	
地域名 (地域内農業集落名)	久御山町全地区 (御牧地区:北川顔、藤和田、島田、坊之池、中島、西一口、東一口、相島、森、野村) (佐山地区:佐山、佐古、林、市田、下津屋、田井)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月2日 (第1回更新)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本町では九条ねぎやほうれん草、小松菜などの軟弱野菜が中心に栽培されており、近年ではホワイトコーンや枝豆などの栽培も増えてきている。町全体では担い手の人数も比較的多いことから、経営規模を拡大したい意向がある農業者と縮小していく農業者の農地を円滑に繋いでいくことが必要である。
また、水稻については生産者の高齢化が顕著であり、将来的に規模を縮小していく農業者が多く見込まれる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

担い手の多くが栽培している九条ねぎやほうれん草、小松菜などの軟弱野菜を中心に施設栽培を活用し、周年栽培により生産性を高めて収益性の高い農業を展開し、安心して農業ができるよう取り組んでいく。
また、水稻については一団で農地の性質を捉えつつ、地区内の近隣で耕作している担い手で集積・集約化して作業の効率を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	521.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	521.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及び農業用施設用地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
離農されていく農地があった場合、農業委員・農地利用最適化推進委員に地区内の状況を確認し、円滑に担い手とマッチングを図る仕組みづくりを構築していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
経営規模を拡大したい担い手へ繋げていくため、農業委員・農地利用最適化推進委員の活動記録簿等から規模を縮小していく農業者の意向を収集し、農地中間管理事業を活用した貸借を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
概ね基盤整備が進んでいることから新たに計画を立てて整備は行わないが、既設の水路やポンプ等の農業用施設が老朽化により修繕等が必要となった際には、土地改良区と協力して営農に支障を及ぼさないようにする。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
担い手の中には多様な経営体も多く存在しているため、研修会等の開催により経営に係る知識や意識の向上を図り、経営規模を拡大していく農業者に対して支援を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
水稲については、水稲農作業受託組織(久御山ライスファーム、久御山グリーンファーム21)を活用して委託を進め、草刈りや水の管理等については地権者へ働きかけていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 宇治猟友会と協力して有害鳥獣対策に取り組み、主に鳥類による被害の減少を図っていく。
- ② 多くの農業者が減農薬・減化学肥料等の環境に配慮した農業を取り入れていくよう推進していく。
- ③ 農作業の省力化のため、スマート農業の導入を推進して活用を図っていく。
- ④ 将来的に規模の縮小が見込まれる水田は、畑作物の作付に切り替えていく。
- ⑤ 補助事業などを活用しながら、高収益が見込まれる果樹等の導入に取り組んでいく。
- ⑦ 多面的機能支払交付金事業等により巨椋池農地保全会を支援し、水路やポンプ等の農業用施設については土地改良区と協力して維持管理等を行い、適正な農地の維持管理を図っていく。
- ⑧ 農業者の営農状況を考慮し、出荷や調整施設などの農業用施設の活用(転用)を図っていく。
- ⑩ 茶業等の振興を図っていく。